平成２３年（フ）第５９２号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目287番地６ヒューマネットビル３―Ｇ
債務者　橋本　義明
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第７７４号
静岡県御前崎市白羽3567番地の２
債務者　原　身知子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６４号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城271番地　大道アパート205
債務者　清原　勇三
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城271番地　大道アパート205
債務者　清原美津子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６６号
沖縄県沖縄市安慶田４丁目12番９号　仲村アパート302
債務者　久保田真紀（旧姓清原）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4562番地11
債務者　田島三栄子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８２号
岐阜県高山市丹生川町大谷296番地
債務者　竹腰　孝明
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１０９３号
神戸市中央区熊内橋通３丁目３番16号　セントマルク熊内601号
債務者　新井泰成こと　朴　　康成
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６号
鳥取県日野郡日南町下石見1324番地１
債務者　児玉　典子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１４８号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿593番地７
債務者　重中　涼子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１７４号
鳥取県日野郡日南町下石見174番地
債務者　白根　　恵
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１８８号
鳥取県米子市冨士見町103番地４
債務者　渡邊　茂子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１５４号
山口県宇部市恩田町５丁目４番45号、旧住所山口県宇部市昭和町３丁目13―５　ファミール１―105
債務者　河本エメリタこと藤重エメリタこと　ＦＵＪＩＳＨＩＧＥ　ＥＭＥＬＩＴＡ　ＡＬＥＪＡＮＤＲＯ
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４７５号
愛媛県松山市道後樋又８番26号
債務者　西岡　里香
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
愛媛県今治市小泉３丁目４番１号　アーバンコートＢ103号、前住所八幡浜市古町２丁目１番36号301号、前々住所松山市藤原町632―４、前々々住所東大阪市新庄360番地201号
債務者　山本　清宏
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第７２号
福岡県筑後市大字長浜1524番地　ナーストラヴィ長浜Ｃ棟
債務者　杉本　裕一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
福岡地方裁判所八女支部